

老発0309第6号

平成28年3月9日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の一部改正について

標記の交付金については、「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）により行っているところであるが、今般、同通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成28年1月20日から適用することとしたので、本制度の円滑な実施について特段のご配慮をお願いする。

なお、平成26年度補正予算繰越分については、従前の例とする。

新	旧
<p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 先進的事業支援特例交付金 (市区町村を単位として作成する整備計画に対する交付金)</p> <p>1 先進的事業整備計画</p> <p>(1) 先進的事業整備計画の作成</p> <p>市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、地域支え合いセンターの整備等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。</p> <p>「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。</p> <p>ア 先進的事業整備計画の名称</p> <p>イ 先進的事業の目標</p> <p>ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所</p> <p>エ 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額</p> <p>オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項</p> <p>(2) 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点</p> <p>先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。</p> <p>(3) 先進的事業整備計画の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号 (市町村提案事業・地域支え合いセンターを実施しようとするときは、様式第1号-2を、<u>介護予防・生活支援拠点事業を実施しようとするときは、様式第1号-3を併せて提出する。</u>また、高齢者安心住空間設備事業により実施する場合は、様式第2号へ再掲するものとする。) による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生 (支) 局長に提出するものとする。</p> <p>2 先進的事業支援特例交付金の交付 (先進的事業整備計画に係る分)</p> <p>対象事業</p> <p>ア 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業 (高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点、高齢者と子供や障害者と</p>	<p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 先進的事業支援特例交付金 (市区町村を単位として作成する整備計画に対する交付金)</p> <p>(1) 先進的事業整備計画</p> <p>ア 先進的事業整備計画の作成</p> <p>市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、地域支え合いセンターの整備等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。</p> <p>「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 先進的事業整備計画の名称</p> <p>(イ) 先進的事業の目標</p> <p>(ウ) (イ)の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所</p> <p>(エ) 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額</p> <p>(オ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項</p> <p>イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点</p> <p>先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。</p> <p>ウ 先進的事業整備計画の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号 (市町村提案事業・地域支え合いセンターを実施しようとするときは、様式第1号-2を併せて提出する。また、高齢者安心住空間設備事業により実施する場合は、様式第2号へ再掲するものとする。) による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生 (支) 局長に提出するものとする。</p> <p>(2) 先進的事業支援特例交付金の交付 (先進的事業整備計画に係る分)</p> <p>対象事業</p> <p>a 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業 (高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点、高齢者と子供や障害者と</p>

との世代間の交流や共生を目指した事業を行うための拠点、スポーツ活動や介護予防等を通じて地域交流を図る事業を行うための拠点、高齢者の見守り等の支援を行うための拠点、既存施設のモデル的な環境整備等、地域包括ケアの推進にふさわしい地域の拠点と認められるものであって、既存施設や設備の老朽化に伴う整備又は改修は認められない。

イ 高齢者の生きがい活動や地域貢献等（見守り・配食等の生活支援活動、高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動、高齢者スポーツの指導活動等の地域のニーズに応じた活動等）を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」を整備する事業

ウ 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施のために、高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業

エ 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

オ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

カ 「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業

キ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

ク 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

ケ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

3 交付額の算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表1の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

の世代間の交流や共生を目指した事業を行うための拠点、スポーツ活動や介護予防等を通じて地域交流を図る事業を行うための拠点、高齢者の見守り等の支援を行うための拠点、既存施設のモデル的な環境整備等、地域包括ケアの推進にふさわしい地域の拠点と認められるものであって、既存施設や設備の老朽化に伴う整備又は改修は認められない。

b 高齢者の生きがい活動や地域貢献等（見守り・配食等の生活支援活動、高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動、高齢者スポーツの指導活動等の地域のニーズに応じた活動等）を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」を整備する事業

c 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

d 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

e 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

f 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

g その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

(3) 交付額の算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 介護ロボット等導入支援事業特例交付金1 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業(1) 目的

介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。

(2) 定義

ア この要綱において、「介護サービス事業」とは、法第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

イ この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

ウ この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

エ この要綱において、「介護ロボット」とは、次のiからiiiの全ての要件を満たす介護ロボットであること。

i 目的要件

・日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

・ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(新設)

(3) 事業実施要領

- ア 本事業の実施者は市町村とする。市町村は、管内の介護サービス事業者からの「介護ロボット導入計画書」(様式第3号)に基づき、介護ロボット導入に要する費用を補助するものとする。
- イ 本事業に基づく補助の対象は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護サービス事業者が介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する経費とする。
- ウ 導入する介護ロボットの選定にあたっては以下の事項を検討し、介護ロボット導入計画に付記するものとする。
- ・導入する介護ロボットは、電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
 - ・介護ロボットの導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。
 - ・介護ロボットの導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボットを活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
- エ 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットであって、1機器あたり20万円を超えるものとし、1事業所につき300万円を上限として補助するものとする。
- この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も上記上限額の範囲内で補助を行うものとする。
- オ 介護サービス事業者が一つの事業所において居宅サービスと介護予防サービスの指定を両方受けている場合は1事業所とする。
- カ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料を限度とする。
- キ 本事業により介護ロボットを導入する介護サービス事業者は、介護サービス事業所(要介護者の居宅を訪問して介護サービスを提供する場合は要介護者の居宅を含む。以下同じ。)において、当該介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、市町村へ報告するものとする。
- ク 市町村は、本事業により介護ロボットを導入した介護サービス事業者に対し、原則として導入後3年間、介護サービス事業所における介護ロボットの毎年度の使用状況について、「介護ロボット使用状況報告書」(様式第4号)により、翌年度の4月末日までに報告を求めるものとする。
- ケ 市町村は、キの報告をとりまとめ、「市町村介護ロボット導入状況報告書」(様式第5号)により、翌年度の5月末日までに当該市町村の属する都道府県を經由して、当該都道府県を管轄する地方厚生(支)局長に報告するものとする。

(新設)

2 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

(1) 目的

高齢者の介護に関わる家族の介護負担を軽減するため、介護ロボット等を活用した高齢者の見守りを支援する事業を実施する市町村に対し、その事業に必要な機器の導入経費の一部を助成することにより、介護離職の防止に資する。

(2) 事業実施要領

ア 本事業の実施者は市町村とする。本事業に基づく介護ロボット等を活用した見守り支援事業を行おうとする市町村は、「介護ロボット等を活用した見守り支援計画」（様式第6号）を策定するものとする。

イ 本事業を実施する市町村は、介護ロボット等を活用した見守り支援機器を導入し、支援が必要な高齢者の家庭等に貸し出すとともに、効果的な見守り支援が行えるよう人的な支援と組み合わせて事業を効果的に行うものとする。

ウ 本事業に基づき市町村が家庭に貸し出す見守り支援機器は無償とする。

エ 本事業の対象となる高齢者は、要介護度が比較的軽度で外出頻度が高く、日中家で一人になるなど、見守り支援が必要と市町村が判断するもの（日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者等）とする。

オ 本事業に基づく補助の対象機器は、家族の介護負担の軽減に資する見守り支援機器等（介護保険の福祉用具貸与の対象となっているものを除く）であって、1機器につき10万円を上限とする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される機器については、当該見守り機器としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。ただし、GPSから自己位置を表示するための発信装置は10個で1機器とし、購入数を10で除した数（端数切り上げ）をもって機器数とする。

カ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料を限度とする。

キ 次の経費は対象外であること。

- ・機器の内蔵ソフトの更新費用
- ・機器のメンテナンス費用
- ・インターネット回線使用料等の通信費
- ・インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用

ク 市町村は、原則として導入後3年間、本事業によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、「介護ロボット等を活用した見守り支援事業実績報告」（様式第7号）により、翌年度の5月末日までに当該市町村の属する都道府県を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に報告するものとする。

3 交付額の算定方法

介護ロボット等導入支援事業特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに介護ロボット導入計画又は見守り支援機器導入計画に記載された事業について、別表2の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(新設)

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(新設)

別表1 先進的事業整備計画に基づく事業

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
地域支え合いセンター整備事業	30,000千円（改修の場合は6,500千円）の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
介護予防・生活支援拠点整備事業	28,000千円（改修の場合は8,500千円）の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	対象施設ごと
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む）			
イ 地域密着型施設 ・特別養護老人ホーム（定員29人以下） ・介護老人保健施設（定員29人以下） ・軽費老人ホーム（定員29人以下） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
ウ 有料老人ホーム			
エ 生活支援ハウス等（※） ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業	3,000千円	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役員費、委託料。
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	施設数	
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	施設数	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	施設数	

別表 先進的事業整備計画に基づく事業

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
地域支え合いセンター整備事業	30,000千円（改修の場合は6,500千円）の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000㎡以上の平屋建ての場合（軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等については1,000㎡以上の場合）	17,500円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む）			
イ 地域密着型施設 ・特別養護老人ホーム（定員29人以下） ・介護老人保健施設（定員29人以下） ・軽費老人ホーム（定員29人以下） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
ウ 有料老人ホーム			
エ 生活支援ハウス等（※） ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	施設数	先進的事業整備計画に基づく事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役員費、委託料又は工事請負費。
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	施設数	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	施設数	

別表2 介護ロボット導入計画及び介護ロボット等を活用した見守り支援計画に基づく

(新設)

事業

(1) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業	3,000千円	1事業所	介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に必要な備品購入費(介護ロボットの購入費用に限る)、使用料及び賃借料(介護ロボットの使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする)、役務費(介護ロボットの初期設定に要する費用に限る)
介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業	100千円	1機器	介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業に必要な備品購入費(介護ロボット等の購入費用に限る)、使用料及び賃借料(介護ロボット等の使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする)、役務費(介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る)

様式第1号-2 (略)

様式第1号-2 (略)

様式第1号-3

先進的事業支援特別交付金（介護予防・生活支援拠点）に係る事業計画確認シート

計画名称		都道府県名	
市町村名		区 域	

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）開始予定日 平成 年 月

1. 詳細な事業計画・事業内容

①総合事業の目標（定量的）

--

②総合事業の内容

--

③新設の理由※新設の場合のみ記入すること。

--

④施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

⑤設置主体 ※種別欄には法人種別（社会福祉法人、株式会社等）を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名称		種別	
概要			

⑥整備事業に要する費用 ※見積書（業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可）を添付すること。

総事業費		(単位：千円)
対象経費の実支出額		
交付申請額		

⑦対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真（建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等）を添付すること。

敷地面積		(単位：㎡)
延床面積		
うち事業対象部分の面積		

2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であるとする理由を記載すること。

--

(新設)

3. 当該事業の利用者数見込み

当該区域における需要予測		見込み数の考え方												
月間見込総数(人)														
※当該事業の利用者数見込み(潜在的需要見込数)及びその考え方について記載すること。														
年間見込総数(人)		各月の延利用者数見込み(人)												
開設初年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設日以降の見込みを記載すること。		月												
2年度目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※当該事業の「2年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。		月												

4. 当該事業に係る運営費(ランニングコスト)の年間収支見込み ※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5. 当該事業により期待される事業効果

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(参考) 過去の「市町村提案事業」または「地域支え合いセンター」の実施状況及び整備した施設の利用状況

実施年度	事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体		利用状況													
	計画名	設置主体	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数(人)													
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体		延利用者数(人)													
	計画名		延利用者数(人)													
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体		延利用者数(人)													
	計画名		延利用者数(人)													
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体		延利用者数(人)													

※過去に「市町村提案事業」、「地域支え合いセンター」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び前年度の1年度(4月～3月)の月別延利用者数を記載すること。ただし、延利用者数欄は、施設全体ではなく当該事業により整備した部分(多用途交流スペース(コミュニティカフェ等))の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、終了・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については「実施年度」計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同様の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

6. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 交付申請時点で把握した情報を記載すること。

様式第2号

様式第2号

高齢者安心住空間整備事業計画書

計画名称		
都道府県名	市町村名	

1. 高齢者安心住空間整備事業を行うための基盤整備に関する目標

① 地域支え合いセンター整備事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
② 市町村提案事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
③ 介護予防・生活支援拠点整備事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
④ 介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
⑤ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
⑥ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
⑦ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
担当課名	担当係名	担当者名	連絡先 (電話番号)	メール アドレス

様式第2号

高齢者安心住空間整備事業計画書

計画名称		
都道府県名	市町村名	

1. 高齢者安心住空間整備事業を行うための基盤整備に関する目標

① 地域支え合いセンター整備事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
② 市町村提案事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
③ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
④ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
⑤ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業				
【具体的内容】	対象経費の実支出（予定）額			
	円			
	交付（予定）額			
円				
担当課名	担当係名	担当者名	連絡先 (電話番号)	メール アドレス

法人名：
介護サービス事業所名：

介護ロボット導入計画書

1. 経費所要額調書

機器名	機器購入価格 (A)	導入台数 (B)	補助金申請額 (A) × (B) (C)

(新設)

2. 介護ロボット導入計画

平成 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名・機器の特徴（有効性、安全性能の検証情報（*））*製造業者又は販売代理店に提供を受け添付すること	
購入又はリース・レンタルの別	リース・レンタルの場合の契約（予定）期間	
	平成 年 月 ～ 平成 年 月	
導入台（セット）数	購入又はリース・レンタルに要する経費の内訳	
【事業概要及び導入スケジュール】		
【倫理面への配慮】		
【介護ロボット導入により達成すべき目標】（3年間目処）		
【介護ロボット導入により期待される効果等】		

(新設)

様式第 4 号

介護ロボット使用状況報告書

平成 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名	
介護ロボット導入時期	導入台(セット)数	
平成 年 月 日		
【介護ロボットの使用状況（使用する業務・使用頻度等）】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。		
【介護ロボットの導入効果（使用する業務・使用頻度等）】 ※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定点観測情報に基づいて具体的に記載すること。		
【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。		

(新設)

市町村介護ロボット導入状況報告書
市町村名

介護ロボット種別	導入事業所数	主な介護サービス種別	主な導入効果	導入に向けた主な課題
移乗支援(装着型)			(例) 業務効率化(時短など) 身体的負担軽減(腰痛減少など)	
移乗支援(非装着型)				
移動支援(外出)				
移動支援(屋内移動)				
排出支援				
認知症見守り(施設)				
入浴支援				

(新設)

様式第6号

会御ロボット等を活用した見守り支援計画
市町村名

事業名	
事業の実施者	(市町村直営・委託の別・委託先)
見守りサービスの実施者・人員体制等	(例) 定期巡回随時対応型サービス事業者等
見守り支援機器名	
メーカー、機種名	
1機器あたりの金額	
セットアップ費用	
導入予定第数	
対象高齢者世帯の要件	
想定される対象高齢者世帯の数	
期待される事業効果	

(新設)

様式第7号 市町村→厚生(支)局

会御ロボット等を活用した見守り支援事業実績報告(○年度)

市町村名

(新設)

事業名	
事業の実施者	(市町村直営・委託の別・委託先)
見守りサービスの実施者・人員体制等 (例)定期巡回随時対応型サービス事業者等	
見守り支援機器名	
メーカー、機種名	
1機器あたりの金額	
セットアップ費用	
導入予定第数	
対象高齢者世帯の要件	
事業実績	・利用高齢者数 ・通報回数 ・支援回数
事業効果	